

## 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱

制定 平成 19 年 10 月 19 日 健障支 第 2761 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市知的障害者生活介護型施設条例(平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する知的障害者生活介護型施設(横浜市松風学園を除く。以下同じ。)の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、健康福祉局長の指定管理者選定依頼に基づき、知的障害者生活介護型施設(以下「施設」という。)の指定管理者の選定に関して次のことを行う。

- (1) 選定基準の検討及び決定
- (2) 指定申請書に添付すべき書類の検討及び決定
- (3) 指定管理者の選定に関する審査及び指定管理者の選定
- (4) その他第 1 号から第 3 号までの事務に付随する事務

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、健康福祉局長が委嘱した学識経験者、保護者の代表及び行政機関関係者等の 5 名程度をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、別にその職務を代理する者を定める。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱日から市長が施設の指定管理者を指定する日までとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が召集する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により委員長を定めるまでの間は、健康福祉局長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員(委員長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開しないことが適当であると委員会が判断した場合は、委員会の会議の一部又は全部を公開しないことができる。

2 会議の公開は、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱の取扱いに準じて行うものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、自らが関わる社会福祉法人が施設の指定管理者の選定の対象となる場合は、その職を辞さなければならない。

3 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も漏らしてはならない。ただし、委員会又は横浜市が公にした情報についてはこの限りでない。

(選定結果の通知)

第9条 委員長は、指定管理者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を健康福祉局長あて通知しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉局障害支援課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。